

地方独立行政法人府中市病院機構評価委員会について

1 評価委員会とは

地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定に基づき設置を義務付けられた市長の附属機関です。

＜評価委員会の委員体制＞

府中地区医師会	府中市監査委員（公認会計士）
広島大学病院	岡山大学病院
府中市健康地域づくり審議会委員	

現行任期：令和3年11月22日まで（2年間）

2 評価委員会の所掌事務（主なもの）

- (1) 市長による中期目標の策定・変更の際に意見を述べる(法第25条第3項)。
- (2) 市長による中期計画の認可の際に意見を述べる(地方独立行政法人府中市病院機構評価委員会条例(以下「条例」という。)第2条)。
- (3) 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に係る市長による評価の際に意見を述べる(条例第2条)。
- (4) 中期目標期間の終了時に見込まれる、中期目標期間における業務の実績に係る市長による評価の際に意見を述べる(法第28条第4項)。

など

3 令和2年度における評価委員会の目的・役割

- (1) 令和元年度の事業報告について、市長が業務実績を評価するにあたり、評価委員会に意見を求める必要があります。
- (2) 第2期中期目標期間の事業報告について、市長が業務実績を評価するにあたり、評価委員会に意見を求める必要があります。